

日連 18 第 252 号
(業 1 第 19 号)
平成 18 年 6 月 6 日

税制審議会
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、中小企業の事業形態と税制のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の中小企業の形態をみると、個人事業と法人事業に大別され、税制上は、その規模等にかかわらず、前者については所得税法が、後者については法人税法がそれぞれ適用されています。このような税制は、長年にわたって施行され、広く定着しているところです。

ところで、会社法の制定をはじめとする近時における企業法制の変革は、事業形態の多様化を促進させ、個人事業者の法人成りを容易にするなど、事業形態の選択の幅を拡大したといわれています。

このような現状と法制の動向をみると、事業利益に対する課税の仕組みとして、どのような税制が適切かという基本的な問題が提起されていると考えられます。また、この問題に関しては、減価償却制度や損益通算制度など、現行の所得税法と法人税法との間で課税上の取扱いが異なる点が少なくありませんが、その制度設計について見直しが必要であると思われる。さらに、個人事業と法人事業に関しては、同族会社に対する留保金課税制度や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度など、個人と法人の関係をめぐる税制についても再検討が必要です。

そこで、事業形態が多様化しつつある現状と現行税制の問題点を踏まえ、中小企業に対する今後の税制のあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。